

建設局公募型プロポーザル方式受託者選定における

提案説明書

〔世界ストリート国際会議企画運営等業務委託〕

「世界ストリート国際会議企画運営等業務委託」に関する提案説明書

1. 業務の名称および概要

1) 業務名称

世界ストリート国際会議企画運営等業務委託

2) 業務の目的と概要

近年、都市の魅力、国際競争力を高めるため、世界の主要都市のメインストリートでは、車中心の道路空間から多様な利用者が共存する空間への転換や官民が連携したオープンスペースの利活用の取組みが進められている。

大阪のメインストリートである御堂筋でも、建設 80 周年を契機に、「世界最新モデルとなる、人中心のストリートへ」をコンセプトに道路空間再編を開始しており、御堂筋を通じた魅力的なまちづくりを展開していくため、類似のメインストリートを持つ海外大都市と姉妹ストリート協定を締結（※1）し、人材交流、技術交流などの技術連携を行ってきた。

2025 年には、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに大阪・関西万博の開催が予定されており、万博の開催前年に、先進的な取組みを有する都市で、世界ストリート国際会議を開催し、人中心の「未来社会のみち」のあり方を議論することで、「未来社会のデザイン」として、人中心のみちづくりを国際社会に発信するとともに、開催成果を万博時も含め情報発信することにより、世界に向け御堂筋のブランディングを図ることをめざしている。

本業務は、世界ストリート国際会議の企画・運営、招聘都市（※2）との連絡調整を行うとともに、会議に向け、また会議で得られた成果、御堂筋における道路空間再編の取組みを万博時も含め情報発信していくための計画や記録媒体の作成を行うものである。

※1 姉妹ストリート協定の締結 … 平成 30 年 3 月にオーストラリア連邦メルボルン市、同年 6 月にアメリカ合衆国シカゴ市と御堂筋・姉妹ストリート協定を締結している。

※2 招聘都市 … オーストラリア連邦メルボルン市、アメリカ合衆国シカゴ市・ニューヨーク市、フランス共和国パリ市

3) 主な業務内容

本提案説明書には主な業務内容のみを記載しているため、詳細は業務仕様書を参照すること。

- ・世界ストリート国際会議の企画・運営、招聘都市との連絡調整
- ・会議等を通じた情報発信（情報発信計画、記録媒体の作成など）

4) 提案

本業務においては、次の点について幅広い知識や経験等が必要となるため、提案を受けた上で業務を進めるものとする。詳細は様式 - 8 のとおりとする。

- ・世界に向け御堂筋のブランディングを図っていくため、会議で得られた成果、人中心の「未来社会のみち」のあり方、御堂筋における道路空間再編の取組みを万博時も含め情報発信していくための計画や記録媒体の作成を、より効果のあるものとするための実施手法、スケジュール、実施にあたっての留意点とその解決方法などについて

5) 業務履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

契約日 ～ 令和7年3月31日

6) 成果品

成果品は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|----|
| ①報告書（A4版金文字黒表紙） | 2部 |
| ②電子データ | 2部 |

7) その他

本業務の業務仕様書（案）は、別添資料のとおりである。

2. 公募資料の交付

本市建設局のホームページ上からダウンロードする。（大阪市HP→組織から探す→建設局→入札契約情報→業務委託入札→建設局公募型プロポーザル方式発注案件（世界ストリート国際会議企画運営等業務委託））

3. 提案書の提出者に必要とされる要件

1) 入札参加表明時において、提案書の提出者に必要とされる要件は以下のとおりである。

- ①平成25年度以降に、国際会議の企画運営に関する業務の契約及び履行した実績を有していること。
- ②令和5・6・7年度本市入札参加資格者名簿に種目「04：映画等制作・広告・催事・印刷、03：催事、01：総合イベント」に登録していること。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条4の規定に該当していない者。
- ④大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていない者。
- ⑤大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者。
- ⑥大阪市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しない者。

（共同企業体の構成員に関する条件）

- ①共同企業体により参加する場合は、代表者が、令和5・6・7年度本市入札参加資格者名簿に種目「04：映画等制作・広告・催事・印刷、03：催事、01：総合イベント」に登録していること。
- ②共同企業体により参加する場合は、代表者が、平成25年度以降に、国際会議の企画運営に関する業務の契約及び履行した実績を有していること。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条4の規定に該当していない者。
- ④大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていない者。
- ⑤大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者。
- ⑥大阪市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しない者。
- ⑦業務委託特別共同企業体結成届（様式-5の1）および業務委託特別共同企業体協定書（様式-5の2）の写しを提出すること。ただし、共同企業体を構成している構成員は他に構成する共同企業体ま

たは単体で入札に参加することはできない。

⑧共同企業体の構成員（代表者含む）に関する条件は以下の通りとする。

- ・共同企業体の代表者は出資比率が構成員中最大であること。
- ・各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。
- ・単体企業での参加申込と共同企業体（代表者含む）を重複することはできない。

2) 配置予定の業務責任者に対する要件は、以下のとおりとする。

①配置予定の業務責任者の業務実績

平成25年度以降に、下記に関する業務の完了実績を有すること。

1. 国際会議の企画運営業務

4. 参加表明

1) 提出書類

参加希望の者は、掲示の日から令和5年12月12日（火）17時00分までに、大阪市建設局企画部企画課（道路空間再編担当）まで①～④を持参により提出すること。なお、共同企業体での参加を希望する場合は⑤⑥も提出すること。

- ①参加表明書（様式-1）
- ②業務実施体制書（様式-2）
- ③配置予定の業務責任者の経歴書（様式-3）
- ④配置予定の業務責任者の業務実績書（様式-4）
- ⑤業務委託特別共同企業体結成届（様式-5の1）
- ⑥業務委託特別共同企業体協定書（様式-5の2）

2) 参加表明書等の作成方法

参加表明書及びその他必要書類は様式-1～5（A4判）に示されるとおりとする。なお文字サイズは10ポイント以上とする。

3) 参加表明書等の内容の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none">・本業務を履行する上で必要な業務実施体制を確保するとともに、業務全体を総括し、本市監督職員等と常に円滑に連絡調整を行うことができる業務責任者を設置すること。・共同企業体により業務を実施する場合は、以下の事項に留意の上、業務分担について記載すること。備考欄に共同企業体の構成員である旨を記載するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記載すること。<ol style="list-style-type: none">① 共同企業体は、各構成員が優れた能力を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。② 各構成員は、実施する分担業務に応じて1名以上の担当者を配置すること。

	<p>③ 業務責任者は、代表者と直接的な雇用関係を有する者とする。</p> <p>④ 1つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認められない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の事業者等に当該業務の一部を再委託する場合または学識経験者等の協力を得て業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに再委託先または協力先、その理由（企業的能力等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・記載様式は様式-2とする。 <p>※業務の主たる部分とは、本業務における翻訳・通訳業務や印刷などの簡易な業務を除く業務とする。（以下同様）</p>
配置予定の業務責任者の経歴等	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の業務責任者について、経歴等を記載する。 ・参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・記載様式は様式-3とする。 ・配置予定の業務責任者の所属する組織との直接的な雇用関係を有する者であることを証するものの写しを添付すること。
配置予定の業務責任者の業務等実績	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の業務責任者が過去に従事した業務等の実績について1件毎に記載する。なお、記載する業務は令和4年度までに完了した業務とすること。 ・参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・企業等が業務を実施したことを証明できる契約書、業務仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部または全部も添付すること。 ・記載する様式は様式-4とし、図面、写真等を引用する場合も含めA4判1枚以内に記載する。

4) 参加表明書及びその他必要書類の提出方法、提出先及び提出期限

①提出方法

参加表明書等は、提出書類確認のため、持参することとする。

②提出先

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階

大阪市建設局企画部企画課（道路空間再編担当）

③提出期限

令和5年12月12日（火）17時00分

④返信用封筒

選定または非選定通知の返信用封筒として、長形3号封筒に宛先を明記の上、特定記録料金分を加えた所定の料金の切手を貼って、参加表明書と併せて提出するものとする。

5) 参加表明書及びその他必要書類に関する質問の受付および回答

①質問は、書面（書式自由、A4判とする）により行うこととし、持参、電子メールにより受付を行う。

I. 質問の受付先

〒 559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階

大阪市建設局企画部企画課（道路空間再編担当）

TEL 06-6615-6786

eメールアドレス：la0198@city.osaka.lg.jp で、件名は「プロポーザル方式についての質問」とする。受領後、着信確認のメールを送信する。

II. 質問の受付期間

令和5年12月5日（火）17時00分（必着）

持参する場合は上記期間の本市の休日を除く17時30分まで（ただし、12時15分～13時は除く）

②質問に対する回答は、令和5年12月8日（金）より、本市建設局のホームページに掲載する。

なお、質問内容によっては上述の期限より前に、本市建設局のホームページに掲載する場合がある。

6) 提案書の提出者の選定

提案書の提出者の選定は、参加表明書とともに提出される書類をもとに以下の基準で資格審査して行うものとする。

①提案書の提出者の資格審査基準

資格審査基準については、別紙Aのとおりとする。

②提案書提出者の選定結果の通知

提案書の提出者の選定結果は、令和5年12月下旬頃に書面にて参加者に通知する。

7) 非選定理由に関する事項

参加表明書を提出した者のうち、提案書の提出者として選定されなかった者は、通知した日の翌日から起算して5日（休日を含めない）以内に、書面（様式自由、A4版とする）にて非選定理由について説明を求めることが出来る。ただし説明請求は持参による。

①提出先 4.4)に同じ

②受付時間 9時～17時30分（ただし、12時15分～13時は除く）

5. 提案書の特定

1) 提案書の作成

本市より提案書の提出を要請された者は、以下に示す事項に留意して書類を作成の上、提出すること。

また、提案にあたっては、テーマに対する検討項目及び取組方法について提案するものであり、成果の一部または全ての提出を求めるものではない。

2) 提案書の作成方法

提案書は様式－6～9（A4版）とし、文字サイズは10ポイント以上とする。なお、提案書（様式－6を除く）に社名、社印、ロゴマークなどを入れないものとする。また、本文中にも社名等が特定できる記述を含めないこと。

3) 提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
実施方針・手順・スケジュール	<ul style="list-style-type: none">・業務の実施方針、手順、スケジュールについて簡潔に記載する。・上記の記載にあたっては、各都市意向、メインストリートを取巻く状況を踏まえ参加都市間の活発な議論や交流を図ることに留意した内容とすること。・記載様式は様式－7とする。（A4判片面1枚）
特定テーマに対する提案	<ul style="list-style-type: none">・特定テーマに対する検討項目、取組方法を具体的に記載する。既存資料の他に、新たに調査等が必要である場合には、業務に必要な調査等として明記する。・記載にあたり、概念図、出展の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ない。・記載様式は様式－8とし、テーマ毎にA4判片面2枚以内に記載する。・提案書作成にあたり、他の者の協力または学識経験者等の助言を受けることはできるが、提案書にその旨を記載する。
その他	<ul style="list-style-type: none">・業務仕様書等に示される業務内容（会議開催プログラムなど）に対する独自提案等があれば記載する。・記載様式は様式－9とし、A4判片面1枚以内に記載する。
見積書	<ul style="list-style-type: none">・必要な経費を算出し、本業務に係る見積書を提出する。・見積書が、業務規模の上限額を上回っている場合には特定しない。・記載様式は特に定めないが、A4判1枚に内訳が分かるものを記載する。

4) 業務規模

業務規模の上限を5,500万円（消費税込み）とする。

5) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

6) 提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

7) 提案書の提出方法、提出場所及び提出期限

- ①提出方法 : 2部（正1部及び写し1部）を持参
- ②提出先 : 4. 4)に同じ
- ③提出期限 : 令和6年1月12日（金）17時00分 必着
- ④返信用封筒: 特定または非特定通知の返信用封筒として、長形3号封筒に宛先を明記の上、特定記録料金を加えた所定の料金の切手を貼って、提案書と併せて提出するものとする。

8) 提案書を特定するための評価基準

提案書の評価項目、評価基準は別紙Bのとおりとする。また、参加表明時に提出した書式と様式 - 6～9を併せて審査を行う。

9) ヒアリング

提案書提出後、必要に応じてヒアリングを行うことがある。

- ①ヒアリングを実施する場合は、場所、時間、留意事項等を別途通知する。
- ②ヒアリング時の追加資料は受理しない。

10) 提案書に関する質問の受付および回答

①質問は、書面（書式自由、A4判とする）により行うこととし、持参、電子メールにより受付を行う。

I. 質問の受付先

〒 559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階

大阪市建設局企画部企画課（道路空間再編担当）

TEL 06-6615-6786

e メールアドレス：la0198@city.osaka.lg.jp で、件名は「プロポーザル方式についての質問」とする。受領後、着信確認のメールを送信する。

II. 質問の受付期間

令和5年12月20日（水）17時00分（必着）

持参する場合は上記期間の本市の休日を除く17時30分まで（ただし、12時15分～13時は除く）

②質問に対する回答は、令和5年12月25日（月）より、本市建設局のホームページに掲載する。

なお、質問内容によっては上述の期限より前に、本市建設局のホームページに掲載する場合がある。

11) 提案書の特定について

①提出された提案書の中から、8)により最も優れた提案書を特定することとしているが、提案書のうち提案内容に関する評価点（実施方法、実施フロー、工程表、その他、及び特定テーマに関する評価点合計）の得点率が50%未満の場合で、当該業務の内容に適合した履行がなされない恐れがあると本市が判断した場合は、提案書の特定は行わない。

②提案書の特定及び非特定の結果は、書面にて令和6年2月上旬頃に参加者に通知する。

③提案書を特定された者との契約は、通知後、速やかに行うこととする。

12) 非特定理由に関する事項

①提出した提案書が特定されなかった者に対して、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を通知する。

②上記①の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により非特定理由について説明を求めることができる。ただし、説明請求は、書面のみで受け付けるものとする。

③上記 ②の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に、書面により行う。

④非特定理由の説明書請求の提出先及び受付時間は以下のとおりである。

I. 提出先：4. 4)の提出場所と同じ

II. 受付日時：9時～17時30分（ただし、12時15分～13時は除く）

6. その他の留意事項

- 1) 参加表明書及びその他必要書類、提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- 2) 参加表明書及びその他必要書類、提案書に虚偽の記載をした場合は、提出された参加表明書または提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- 3) 参加者のうち、地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項に規定する者に該当することとなった場合、または大阪市の契約に係る参加停止を受けた場合は、提出された提案書を無効とする。
- 4) 参加表明書及び提案書について提出期限を過ぎて提出された場合は、いかなる理由があろうとも失格とする。
- 5) 提出された参加表明書及びその他必要書類、提案書は返却しない。また、提出された参加表明書及びその他必要書類、提案書は提案書の特定以外に無断で使用しないものとする。
提案は、その提案内容が一般的に使用されているものである場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。
- 6) 提出された参加表明書及びその他必要書類、提案書については、公開請求の対象としない。
- 7) 提案書提出後において、原則として提案書に記載された内容の変更を認めない。
また、提案書に記載した業務責任者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- 8) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- 9) 提案説明書配布後、本プロポーザルに関する事項について、受託者選定手続きについて意見聴取を行う学識経験者を有する委員と、直接、間接を問わず連絡及び接触をしてはいけない。
- 10) 提案書特定の通知後、契約締結までに提案書を提出した者が、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- 11) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

参加表明に必要な提出書類一覧

	書 類 名	必須	確認
1	参加表明書（様式－1）	○	
2	業務実施体制書（様式－2）	○	
3	配置予定の業務責任者の経歴書（様式－3）	○	
4	配置予定の業務責任者の業務実績書（様式－4）	○	
5-1	業務委託特別共同企業体結成届（様式－5の1）		
5-2	業務委託特別共同企業体協定書（様式－5の2）		
6	入札参加資格、業務実績を証明できる書類	○	

技術提案書提出に必要な書類一覧

	書 類 名	必須	確認
1	提案書（鏡）（様式－6）	○	
2	業務実施計画書（様式－7）	○	
3	特定テーマに対する提案書（様式－8）	○	
4	その他（様式－9）		
5	見積書	○	